

所 属	健康福祉部 子ども家庭課		
担当(係)名	家庭支援担当	内線	2638

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得の支援

1 事業費	3,708	(5,544,922)
	【財源内訳】	【主な用途】
	国庫 3,681	負担金、補助及び交付金 3,708
	一般財源 27	

2 背景・現状

「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が平成15年4月から施行され、母子家庭の母等に対する「自立支援」について、その「雇用の確保」が重要であるとの観点から、教育訓練講座の受講や資格の取得を促進するための「自立支援給付金」に関する規定等が設けられた。

母子家庭の母等は、準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多い。また、養成機関で受講し資格を取得することは、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講期間中の経済的な不安から受講を足踏みせざるを得ない状況がある。

国の平成20年度第2次補正予算で、自立支援給付金のうち高等技能訓練促進費の補助対象期間が、修業期間の最後の1/3(上限12ヶ月)から1/2(上限18ヶ月)に拡大された。

3 事業目的

母子家庭の母に、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等技能訓練促進費を支給する。

4 事業概要

介護福祉士、看護師、保育士などの資格取得を目的とする養成校において2年以上受講する母子家庭の母に、一定期間手当を支給する。

対象者 次の要件を全て満たす県内町村(市在住者は市において実施)に住所を有する母子家庭の母

児童扶養手当受給者又は同様の所得水準

養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

就業又は育児と修業の両立が困難な者

補助額 103千円/月額

(款)3 民生費 (項)4 児童福祉費 (目)(10)母子福祉費
(明細書事業名) 母子家庭援護費
母子家庭等援護事業費(母子家庭自立支援給付金事業)